

議案第17号

調布市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

心身障害者交通手当について定めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

調布市心身障害者福祉手当条例（昭和49年調布市条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名中「福祉」を削る。

第1条中「福祉手当」を「手当」に、「福祉の増進を図る」を「日常生活の安定及び交通機関を利用した移動の促進を図り、もって福祉の増進に寄与する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（手当の種類）

第1条の2 心身障害者手当（以下「手当」という。）の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 心身障害者福祉手当
- (2) 心身障害者交通手当

第2条第1項を次のように改める。

心身障害者福祉手当は、市内に住所を有する者であって次の各号のいずれかに該当するものに支給する。

- (1) 身体障害者であって、身体障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）の4級以上に該当するもの
- (2) 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者
- (3) 知的障害者であって、精神発達の遅滞の程度が、軽度以上であるもの

第2条第2項各号列記以外の部分中「当該障害者」を「同項に規定する者」に、「手当」を「心身障害者福祉手当」に改め、同項第1号中「障害者となった年齢が65歳以上であるとき、及び障害者となった」を「前項の規定に

該当した年齢が65歳以上であるとき，及び同項の規定に該当した」に改め，同項第2号中「施設」を「施設（以下「施設」という。）」に改め，同条に次の2項を加える。

3 心身障害者交通手当は，市内に住所を有する者であって次の各号のいずれかに該当するものに支給する。

(1) 身体障害者（視覚障害を有する者，肢体不自由である者又は内部障害（心臓，腎臓若しくは呼吸器又は膀胱<sup>ぼうこう</sup>若しくは直腸，小腸，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害をいう。以下同じ。）を有する者に限る。）であって，身体障害の程度が，等級表の2級以上に該当するもの

(2) 身体障害者（肢体不自由（下肢又は体幹に係るものに限る。）である者又は内部障害を有する者に限る。）であって，身体障害の程度が，等級表の3級に該当するもの

(3) 知的障害者であって，精神発達の遅滞の程度が，重度以上であるもの

(4) 精神障害者であって，精神障害の程度が，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級の1級に該当するもの

4 前項の規定にかかわらず，同項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは，心身障害者交通手当は支給しない。

(1) 施設に入所しているとき。

(2) 病院又は診療所に継続して3月を超えて入院しているとき。

第3条中「別表」を「心身障害者福祉手当にあつては別表第1に，心身障害者交通手当にあつては別表第2」に改める。

第6条第1項中「手当と同種の手当」を「心身障害者福祉手当と同種の手当等」に，「当該手当」を「当該手当等」に，「当該同種の手当」を「当該同種の手当等」に，「手当を」を「心身障害者福祉手当を」に改め，同条第2項ただし書中「手当と同種の手当」を「心身障害者福祉手当と同種の手当等」に，「手当は」を「心身障害者福祉手当は」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「受給資格」を「心身障害者福祉手当の受給資格」に改め，同条第2号中「第2条」を「第2条第1項」に改め，同条第

3号中「手当」を「心身障害者福祉手当」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第2条第2項第2号に該当したとき。

第8条に次の1項を加える。

2 心身障害者交通手当の受給資格は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは消滅する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2条第3項に規定する要件を備えなくなったとき。

(3) 第2条第4項各号のいずれかに該当したとき。

(4) 心身障害者交通手当の受給を辞退したとき。

第10条第2号中「第2号及び第3号」を「第1項第2号から第4号まで又は第2項第2号から第4号まで」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第11条中「同居の親族」を「同居人」に改める。

別表第1項中「その程度が、中度以上である」を「身体障害の程度が、等級表の2級以上に該当する」に改め、同表第2項中「であって、その程度が、2級以上であるもの」を削り、同表第3項中「者」を「者であって、精神発達の遅滞の程度が、中度以上であるもの」に改め、同表第4項中「その程度が、軽度のもの」を「身体障害の程度が、等級表の3級又は4級に該当するもの」に改め、同表第5項中「第2号」を「第3号」に、「その程度が、3級又は4級のもの」を「精神発達の遅滞の程度が、軽度のもの」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

支給区分	支給額
1 第2条第3項第1号、第3号又は第4号に該当する者	月額 2,500円
2 第2条第3項第2号に該当する者	月額 1,250円

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（調布市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

2 調布市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年調布市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 9 の項及び別表第 2 26 の項中「福祉手当条例」を「手当条例」に改める。

（調布市特殊疾病患者福祉手当条例の一部改正）

3 調布市特殊疾病患者福祉手当条例（平成 2 年調布市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「福祉」を削り，「の規定により」を「に基づく心身障害者福祉手当を」に改める。